

# 日蓮遺文にみる輪廻転生

高 森 大 乗

(立 正 大 学)

## 一、はじめに

古代インドでは、現世の業の報いによって来世に人間界を含む六種の生類に転生するという輪廻転生思想が存在した。釈尊は、輪廻思想に関しては肯定も否定もせず、ただ現世で功德を積むことに重きを置いたが、この輪廻思想が、バラモン教、ジャイナ教、アーjeeヴィカ教にも広く受容されたのと同様に、のちの仏教にも受け容れられたことは、よく知られるところである。

鎌倉仏教の祖師のひとりである日蓮は、この六道輪廻転生思想<sup>(1)</sup>を特に「謗法」「罪」という側面から捉え直した人物として知られる<sup>(2)</sup>。その姿勢は、インド古来の輪廻思想について、単なる自業自得の果報として受け止めるだけでなく、法華経に基づいた独自の解釈へと展開をもたらした。果たして、輪廻転生の思想は、日蓮の宗教においてどのような意味を有していたのであろうか。そして、日蓮は、人間界衆生として受けた自らの「生」の意味をいかに受容し、また数々の迫害に耐え忍びながらの法華経の持経者としての人生・生涯をいかに受け止めたのであろうか。本研究では、日蓮遺文にみる六道衆生のそれぞれの記述を整理・分析し、特に転生に関する説示に着目して、日蓮の転生

観・死生観を考察するものである。

なお、本稿記載の日蓮遺文の頁数は、『昭和定本日蓮聖人遺文』（立正大学日蓮教学研究所編）の所載頁を表している。

## 二、日蓮の六道観

まず最初に総論として、日蓮は六道衆生の特性をどのように認識していたのかを確認しておきたい。これに関して、『如来滅後五百歳始観心本尊抄』の「数見<sup>ルニ</sup>他面<sup>ヲ</sup>、或時喜<sup>ハレ</sup>、或時瞋<sup>ハリ</sup>、或時平<sup>ハ</sup>、或時貪現<sup>ハ</sup>、或時癡現<sup>ジ</sup>、或時詔<sup>ナリ</sup>曲<sup>ルハ</sup>。瞋<sup>ルハ</sup>地獄、貪<sup>ルハ</sup>餓鬼、癡<sup>ハ</sup>畜生、詔曲<sup>ハ</sup>修羅、喜<sup>ハ</sup>天、平<sup>ハ</sup>人也<sup>ナルハ</sup>」（七〇五頁）の説示が参考となる。

この説示について、浅井圓道氏は以下のような見解を示している。<sup>(3)</sup>

まず、地獄界衆生の特性として瞋恚を挙げるのは、『中阿含経』の「若有<sup>シテ</sup>衆生<sup>ニ</sup>因<sup>ルガ</sup>心瞋恚<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>、身壞<sup>シ</sup>命終<sup>シテ</sup>必<sup>ズ</sup>至<sup>ス</sup>惡<sup>ズ</sup>処<sup>ニ</sup>生<sup>ズ</sup>地獄中<sup>ニ</sup>」（『正蔵』一卷七〇四頁 a）等の説示に基づき殺生等の直接的主因が己心の地獄界であるという理由で配当したものであると思われ、餓鬼界に慳貪を配当するのは『大智度論』の「生<sup>ズルガ</sup>慳貪<sup>ノ</sup>心<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>而墮<sup>ス</sup>餓鬼中<sup>ニ</sup>」（『正蔵』二四卷六二四頁 b）等に、畜生界に愚癡を配当するのは『正法念処経』の「以<sup>テ</sup>愚癡<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>受<sup>ク</sup>畜生身<sup>ヲ</sup>」（『正蔵』一七卷一九九頁 b）等に、修羅界に詔曲を配当するのは『大智度論』の「阿修羅衆<sup>ノ</sup>心多<sup>ク</sup>邪曲<sup>ク</sup>」（『正蔵』二五卷二八〇頁 b）等に、人間界に平安を配当するのは『妙法蓮華経玄義』の「純惡心<sup>ノ</sup>無<sup>ク</sup>善念<sup>ハ</sup>間<sup>ト</sup>者<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>惡道<sup>ナリ</sup>業<sup>ナリ</sup>。果<sup>シテ</sup>時<sup>ニ</sup>、純苦<sup>ク</sup>故<sup>ニ</sup>。善惡<sup>ハ</sup>相<sup>ヒ</sup>間<sup>ハ</sup>起<sup>ル</sup>即<sup>チ</sup>人業<sup>ナリ</sup>。人中<sup>ノ</sup>果報<sup>ハ</sup>苦樂<sup>ハ</sup>相<sup>ヒ</sup>間<sup>ト</sup>故<sup>ニ</sup>」（『正蔵』三三卷七五九頁 c）等に、天上界に快樂を配当するのは『阿毘達磨大毘婆沙論』の「戲樂<sup>ノ</sup>故名<sup>ト</sup>天<sup>ト</sup>。以<sup>テ</sup>恒<sup>ニ</sup>遊<sup>シテ</sup>戲<sup>ク</sup>受<sup>ク</sup>勝<sup>ク</sup>樂<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>」（『正蔵』二七卷八六八頁 a）等に、それぞれ根拠を得ているものと推察している。このように、六道の生因・特性を簡にして要を得た表現で示したのが『観心本尊

抄』の一節なのである。

次に日蓮の人生観とも深い関係があると思われる、人間界衆生として生を受けたことの意味について説示された箇所に着目し、検討を加えておきたい。日蓮は、すでに『守護国家論』（八九・一二〇・一二八頁）など初期の遺文において、人間として受けた生の希有なること、一方で、その生には不安定要素が多く、来世にいつまた悪道に墮するか不定であることを指摘している。同様の説示は『下山御消息』（一三三二頁）、『崇峻天皇御書』（一三九五頁）、『千日尼御前御返事』（一五四二頁）など、晩年の遺文にも多く確認される。

また、前世にいかなる善業を積んで人間界衆生の身を受けたのかについては、『種種御振舞御書』（九八四頁）に、前世に五戒を持つことが人間界に転生する業因のひとつとなることが示唆され、日蓮における仏教的人生観の一端を示していると思われる。この説示と、前掲の記述とを重ね合わせれば、五戒を持つことすら困難な末法の機根にとつては、来世に三悪道へ趣くことは逃れがたい必然であるということである。

なお、人生の無常なる様については、日蓮は、「人の寿命は無常也。出る気は入る気を待事なし。風の前の露、尚譬にあらず。かしこきも、はかなきも、老たるも、若きも定め無き習也」（一五三五頁）と述べており、こうした希有なる人生を全うすることの意義については、「命と申物は一身第一の珍宝也。一日なりともこれをのぶるならば千万両の金にもすぎたり」（八六二頁）、「我門家夜断<sup>ガ</sup>眠<sup>ハ</sup>、昼止<sup>ハ</sup>メテ<sup>テ</sup>案<sup>ゼ</sup>之<sup>ヨ</sup>。一生空<sup>シク</sup>過<sup>シテ</sup>万歳<sup>レ</sup>勿<sup>レ</sup>悔<sup>ユルコト</sup>」（一三三七三頁）、「百二十まで持て名をくだして死せんよりは、生きて一日なりとも名をあげん事こそ大切なれ」（一三九五頁）などと説き、人生は儚く無常であるからこそ日々の生き方を重んじるよう教諭している。

### 三、上位転生の説示

では、次に、輪廻転生を巡る遺文中の説示を整理・分析してみたい。本稿ではあくまでも六道間での輪廻転生の説示を中心に論じるものであって、六道から四聖への解脱、仏・菩薩の六道への応化・応現や本地垂迹、願兼於業などによる四聖から六道への転生、聖位からの六道への墮落、智顛や最澄など先師の転生譚、仏陀の因位の本生譚、菩薩・二乗の本生譚・前生譚などに関しては検討の対象としない。その前提に立って、純粹に遺文中の六道輪廻転生の説示に着目すると、ある特徴を見いだすことができる。すなわち、日蓮遺文には、転生の先例として、様々な譬喩・因縁・説話・故事が引かれることが多く、これらの説示を整理・分析すると、大別して、畜生界衆生から天上界衆生へとといったように下位の衆生から上位の衆生へと転生した事例、その逆に人間界から地獄界へとといったように上位の衆生から下位の衆生に転生した事例、人間界の凡夫から国王へとといったように同じ衆生間でより優れた根性へと転生を遂げた事例などが確認できるのである。

#### （一）人間界からの転生

まず、上位転生の一として、人間界衆生が天上界に転生した事例について、遺文中の説示を確認しておきたい。

『開目抄』（六〇三頁）や『光日上人御返事』（一八八〇頁）には、子を愛念して身命を捨てた母の梵天転生を説く母子共没の譬え（『大般涅槃經』『正藏』一二卷 三七四頁 a）を引き、子に対する無償の慈愛が梵天転生の業因となる事例として紹介する。『小乘大乘分別鈔』（七七六頁）には、法華經の過去下種結縁によって爾前經を縁として成

仏・往生を遂げる者もいることを説く中において、過去の修因が発得して梵天に転生した父母孝養の者の例（『観無量寿経』『正蔵』一二卷三四五頁c、『妙法蓮華経玄義』『正蔵』三三卷六八二頁b）を挙げ譬説している。『法蓮鈔』（九四八頁）では、烏龍遺龍説話（『法華伝記』『正蔵』五一卷八三頁c）を引く中において、無間地獄の罪人が、法華経の写経の功德によって忉利天・都率天にも転生したとする事例を引く。『南条殿御返事』（一〇七九頁）では飢饉の世に聖者に対する麦飯供養の志によって忉利天に千遍転生した迦葉尊者の前生譚（『法華文句』『正蔵』三四卷一〇頁a）を紹介する。『妙心尼御前御返事』（一一〇三頁）では波瑠璃王による殺積（釈迦族虐殺）によって命を落とした数多くの女人が、雪山の青蓮華の効能によって蘇生し、七日後忉利天に転生した故事（『大日経義釈』『正蔵』二三卷四五五頁）を引く。

## （二）畜生界からの転生

畜生界衆生の天上界への転生について言及した説示としては、『法華題目鈔』（三九二頁）に四諦を反復する鸚鵡の故事（『賢愚経』『正蔵』四卷四三六頁c、『涅槃経疏』『正蔵』三八卷二二八頁c）、『兄弟鈔』（九二五頁）に尸毘王の鳩の故事（『菩薩本生鬘論』『正蔵』三卷三三三頁b）、『松野殿女房御返事』（一六五一頁）に経行者供養の功德によって月に転生した兔の故事（『大唐西域記』『正蔵』五二卷九〇七頁b）、『千日尼御返事』（一七六五頁）に尸陀山の野干が帝釈に転生した故事（『未曾有因縁経』『正蔵』一七卷五七六頁c）等がある。

### （三）餓鬼界からの転生

次に餓鬼界衆生からの上位衆生への転生について、遺文中の説示を整理すると、天上界への転生について言及した説示が確認される。すなわち、雪山童子の故事（『大般涅槃経』『正蔵』一二卷 四四九頁 b以降）にみえる鬼神（または羅刹）が、雪山傷（無常傷）の聞法によって帝釈天に転生した例で、『日妙聖人御書』（六四三頁）、『兄弟鈔』（九二五頁）などにみえる。

### 四、下位転生の説示

次に、遺文中における下位転生の説示に着目してみたい。上位転生の場合と異なり、下位転生には、地獄・餓鬼・畜生各別に転生を論じる場合と、三悪道・四悪趣への墮落等について総括して論じる場合とが混在しているのが特徴的である。なお、修羅界への転生については特筆すべき説示は管見の限り見あたらない。

### （一）畜生界への転生

畜生界の苦を受けた例としては、法華経の殊勝性を疑ったために現身に大蛇となった三階禪師の例が『松野殿御消息』（一一四二頁）に、過去世に粟を盗んで牛のように反芻したため五百生もの間牛として生まれた橋梵波提の例が『光日房御書』（一一五九頁）に、それぞれ確認される。

## (二) 餓鬼界への転生

餓鬼界に転生した者の例としては、慳貪の失によって餓鬼界に墮落した青提女の例（孟蘭盆の故事）が、『四条金吾釈迦仏供養事』（一一八六頁）、『報恩抄』（一二三九頁）、『孟蘭盆御書』（一七七一頁）、『上野尼御前御返事』（一八五八頁）等に確認される。

## (三) 地獄界への転生——三惡道・四惡趣への転生を含む——

日蓮遺文中の墮獄・墮惡道の説示は、実に多岐にわたる。このことは、末法・謗法の問題と墮獄との関連性について日蓮が強く意識していたことの表れと看取できる。地獄界への転生について検討するにあたっては、まず墮地獄・墮惡道の業因に関する説示を整理し、ついで墮地獄・墮惡道に関する先例の引用について見ていきたい。

日蓮は、『守護国家論』（八九頁）をはじめとする諸遺文において、墮地獄・墮惡道の業因として、殺生・惡逆（十惡・五逆）・謗法などがあることを指摘するが、その具体的内容について確認しておきたい。まず、殺生に関しては、『立正安国論』（二二二頁）に『大般涅槃經』梵行品（『正藏』一二卷 四六〇頁 b）の文を引いて、殺生に上中下の別があること、下殺とは畜生（菩薩示現生の畜生を除く）を殺すことで、三惡道に墜ちて下の苦を受ける業となり、中殺とは前三果（須陀洹・斯陀含・阿那含）の聖者を殺すことで、三惡道に墜ちて中の苦を受ける業となり、上殺とは父母・声聞・緣覺・菩薩を殺すことで、無間地獄に墜ちて大苦を受ける業となることと説く。

なお、『立正安国論』においては、このことをふまえた上で、一闡提を殺しても墮獄・墮三惡道の因とはならないことの文証としている。護法のために謗法者を断罪する行為が墮獄の因とはならないことについて言及する場合、日

蓮は、しばしば『大般涅槃經』（『正蔵』一二卷三八四頁 a）の有徳王の故事や『大般涅槃經』（『正蔵』一二卷三四頁 c）の仙豫国王の故事を引いている。<sup>(4)</sup>

ところで、日蓮は、墮獄の業因は殺生に限定されるものではなく、ほかにも四重禁・十悪・五逆等があることを指摘する。これらに基づいて、墮獄の業因に関してより詳細な記述がなされた例として、『顕謗法鈔』（二四七頁以降）がある。ここでは、八大地獄の一々の業因について解説を加え、殺生は等活、殺生・偷盜は黒繩、殺生・偷盜・邪淫は衆合、殺生・偷盜・邪淫・飲酒は叫喚、殺生・偷盜・邪淫・飲酒・妄語は大叫喚、殺生・偷盜・邪淫・飲酒・妄語・邪見は焦熱、殺生・偷盜・邪淫・飲酒・妄語・邪見に淨戒比丘尼に対する邪淫が加わると大焦熱、五逆罪および謗法は大阿鼻地獄の業因となり、特に五逆より謗法のほうが阿鼻地獄に墮落する因果としては重いことを指摘する。同様の説示は、『日女御前御返事』（一五一頁）、『種種物御消息』（一五二頁）などにも確認される。

特に、墮獄に至る最も重い業因が、謗法・謗大乗等の行為であり、『立正安国論』に「謗<sup>スル</sup>大乘經典<sup>ヲ</sup>者勝<sup>ニ</sup>無量<sup>ノ</sup>五逆<sup>ニ</sup>、故墮<sup>ニ</sup>阿鼻大城<sup>ニ</sup>永無<sup>ニ</sup>出期<sup>ニ</sup>」（二二三頁）とみえるほか、『南条兵衛七郎殿御書』（三二五頁）、『薬王品得意抄』（三三八頁）、『法華題目鈔』（三九一頁）、『種種物御消息』（一五二九頁）、『大田殿女房御返事』（一七五四頁）などにも同様の指摘がなされている。

では、次に、地獄界への墮獄、三惡道・四惡趣への転生について、先例を引いた日蓮の説示を見ていきたい。

自らの業因によって墮地獄・墮惡道した者の具体的事例としては、五逆によって現身墮獄した提婆達多の例（八九一、九三六、一〇一八、一〇七一、一五〇五頁）、常不輕菩薩を打擲した罪によって無間地獄に墮ちた尼思仏等の例（一六六、二二六頁。『妙法蓮華經』『開結』四八六頁以降）、邪見にして外道を信じたため一期ののち墮獄したとす

る妙莊嚴王の例（一八五八、一八七九頁。『妙法蓮華經』『開結』五七三頁以降）、殺父母・殺阿羅漢の罪により墮獄した大天の例（一〇五六頁。『阿毘達磨大毘婆沙論』『正藏』二七卷 九九頁 b）、九九九人を殺害した罪で墮獄したとする鶯堀摩羅の例（一〇六五、一八四九頁。『賢愚經』『正藏』四卷 四二四頁 a、『大唐西域記』『正藏』五一卷 八九九頁 c）、殺父によって阿鼻地獄に墮落した羅摩王・拔提王・毘樓真王・那睺沙王・迦帝王・毘舍佉王・月光王・光明王・日光王・愛王・持多人王等の例（一一五九頁）、諸法実相の教えを説く喜根菩薩を謗った罪により生身墮獄した勝意比丘の例（一六六、九二四、一八四七頁。『諸法無行經』『正藏』一五卷 七六一頁 a）、謗大乘・誹謗正法などの罪により現身に無間地獄に墮ちた無垢論師・大慢婆羅門・熙連禪師・嵩靈法師の例（二六六、八八八、一〇四〇頁・一〇五六頁）、得道の者を殺し、あるいは仏塔や僧伽を破壊したため墮獄した毘盧積迦王・大族王の例（五〇〇頁。『大唐西域記』『正藏』五一卷 九〇〇頁 c、五一卷 八八八頁 c）、謗法の罪によって現身に墮獄したという善無畏の例（四〇八、五八〇、八二二、八五五、八八九、八九七、九二二、九九一、一二二七、一三四〇頁。『大毘盧遮那成仏經疏』『正藏』三九卷 六三四頁 b）、法華不信の罪により墮獄した烏龍の例（九四六、一八七九、一八九一頁。前掲）などがみえる。

また、日蓮は、自ら意図して謗法行為をなさなくとも、謗法の人師を信ずるなど悪縁・悪知識に誑かされて無意識のうちに謗法に染まってしまった際も同様の報いが待っていることについて言及する場合もあり、『善無畏鈔』（四一二頁）などにみえる。悪縁・悪知識・悪友によって三惡道に墮する縁となることについては、日蓮はしばしば『大般涅槃經』光明遍照高貴徳王菩薩品（『正藏』一二卷 四九七頁 c）の「為<sub>ニ</sub>惡象<sub>ノ</sub>殺<sub>サレテハ</sub> 不<sub>レ</sub>至<sub>ニ</sub>三<sub>ノ</sub>趣<sub>ニ</sub>。為<sub>ニ</sub>惡友<sub>ノ</sub>殺<sub>サレテハ</sub> 必<sub>ズル</sub>至<sub>ニ</sub>三<sub>ノ</sub>趣<sub>ニ</sub>」の文、『法華玄義』（『正藏』三三卷 七六一頁 b）の「若<sub>シ</sub>值<sub>ヘバ</sub>惡友<sub>ニ</sub>則<sub>チ</sub>失<sub>フ</sub>本<sub>ノ</sub>心<sub>ヲ</sub>」の文を引く。また、善

友を遠離し正法を謗り悪法に執着する者が無間地獄に墮獄することについては、『大般涅槃經』（『正藏』二二卷五七五頁 a）の「遠<sub>レ</sub>離<sub>シ</sub>善<sub>ヲ</sub>友<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>正<sub>ヲ</sub>法<sub>ヲ</sub>住<sub>ニ</sub>惡<sub>ニ</sub>法<sub>ニ</sub>者、是因<sub>レ</sub>緣<sub>ノ</sub>故<sub>ニ</sub>沈<sub>ニ</sub>没<sub>シテ</sub>在<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>阿<sub>鼻</sub>地<sub>獄</sub>」、所<sub>レ</sub>受<sub>ニ</sub>身<sub>ノ</sub>形<sub>ノ</sub>縱<sub>ノ</sub>橫<sub>ノ</sub>八<sub>万</sub>四<sub>千</sub>」の文を引くことも多い。悪知識を縁として墮獄した具体的先例として、退大取小によって三五の塵点を經歷し四惡趣を転生したという四大声聞等の例（九一九頁・九三三頁）、提婆達多に唆されて墮獄した阿闍世王の例（八八八、九四〇、一〇六五、一一五九頁。『大般涅槃經』『正藏』二二卷四七四頁 a）、苦得尼乾外道に誑かされて無間地獄に墮ちた善星比丘（八九一頁。『大智度論』『正藏』二五卷一五七頁 b）や瞿伽利の例（一二二頁。『大般涅槃經』『正藏』一二卷五六一頁 a）、苦岸等の四比丘に誑かされて墮獄した大莊嚴仏末世の六八〇億の檀那の例（九二三、一八四七頁。『仏藏經』『正藏』一五卷七九四頁 c）、他化自在天に蕩かされて墮獄する者の例（九二二頁）、九十五種外道によって外道の法に執着したために惡道に墮ちた衆生の例（五三八、一〇七〇頁）などがある。

また、重罪を造るといえども、現世に現罰を受けずに来世に墮獄することが必定となる場合として、『開目抄』に「上品の一闍提人になりぬれば、順次生に必無間獄に墮べきゆへに現罰なし」（六〇〇頁）等の説示がみえる。現世には修羅の苦を受け来世に墮獄する場合としては、『神国王御書』に「悲哉、鬪諍堅固の時に当て此国修羅道となるべし」（八九二頁）とみえるほか、『兄弟鈔』（九二六頁）等にも同様の記述がみえる。現世には餓鬼の苦（飢餓）を受け来世に墮獄する場合として、『開目抄』に「天台真言の学者等、今生には餓鬼道に墮、後生には阿鼻を招べし」（六〇七頁）とみえるほか、『木絵二像開眼之事』（七九三頁）等にも同様の説示が確認される。また、現身には亡國・疫病などの苦を受けて、後生に墮獄することについて言及した例として、『神国王御書』に「日本国の諸人、後生の無間地獄はしばらくをく。現身には国を失、他国に取れ（略）白癩黒癩等の諸悪重病を受取、後生には提婆瞿伽

利等のごとく無間大城に墮べし」(八九一頁)とみえる。なお、『法華經』常不輕菩薩品の「其罪畢已」の文を引いて、誹謗正法による順次生の墮獄について説示するものとして、『開目抄』(六〇〇頁)がある。

一方、十悪・五逆を犯した者が懺悔滅罪して墮獄・墮惡道を免れることに関しては、『光日房御書』に「小罪なれども、懺悔せざれば惡道をまぬかれず。大逆なれども、懺悔すれば罪きへぬ」(一一五八頁)として、殺母・殺阿羅漢・破和合僧を犯した阿逸多の例、殺父を犯した竜印王の例を引く。

なお、日蓮は、末法においては、惡業よりも善業によって惡道に墮落することがあると、しばしば説いている。すなわち、『南条兵衛七郎殿御書』に「末法に入りて二百余年、見濁さかりにして、惡よりも善根にて多く惡道に墮つべき時刻也。惡は愚癡の人も惡としればしたがわぬへんもあり。火を水を用ひてけすがごとし。善は但善と思ふほどに、小善に付いて大惡のをこる事をしらず」(三二二頁)などみえるのがその例である。同じ仏法によりながら、時機不相応の教えを信じて、かえって惡業を増すことを示唆しているものと思われる。同様に、世間の罪よりも仏法の罪により惡道または地獄に墮ちることについても、『開目抄』に「世間の罪に依て惡道に墮者爪上土、仏法によて惡道に墮者十方の土。俗よりも僧、女より尼多<sup>く</sup>惡道に墮べし」(五五六頁)とみえるほか、『顯仏未來記』(七四〇頁)、『小乘大乘分別鈔』(七七七頁)、『神国王御書』(八八七頁)、『王舎城事』(九一六頁)等にも類似した説示が確認される。

その他、墮獄に関する説示としては、墮地獄の死相について論じたものに、『神国王御書』に「人死して後ち色の黒は地獄に墮とは一代聖教に定る所なり」(八八九頁)とみえるほか、『妙法尼御前御返事』(一五三五頁)にも詳述がみえる。『法蓮鈔』(九五六頁)には、先生に善根を積み今生に謗法に陥った者には、口則閉塞・頭破七分の現罰が、

先生・今生ともに誹法の罪を犯した者は、生々に無間地獄に墮落することが説かれている。また、『顕誹法鈔』では、『止観輔行伝弘決』（『正藏』四六卷 一七四頁c）に『聖善任意天子所問経』の文として引く「聞法生誹墮於地獄勝於供養恒沙仏者」を用い、「末代の凡夫はなにとなくとも悪道を免れんことはかたかるべし。同じく悪道に墮ちるならば、法華経を誹ぜさせて墮すならば、世間の罪をもて墮ちたるにはにるべからず」（二六〇頁）と、世間の罪によって三悪道に墮ちるくらいであれば、誹法によって墮獄したほうが来世に正法と結縁することとなるので、末代の凡夫には相応しいなども述べている。

### 五、同位転生の説示

次に、同じ衆生間における転生で、より優れた機根や恵まれた境遇へと生を転じた事例について、日蓮遺文を紐解くと、人間界の凡夫が転生の後、人王となった例として、砂の餅を積尊に供養して阿育王に転生した得勝童子の故事が挙げられる。『王日殿御返事』（一八五三頁）や『兵衛志殿御返事』（一五〇五頁）などに確認される。

### 六、むすびにかえて

以上、日蓮遺文中の輪廻転生に関する説示を中心に、検討を試みてきた。基本的には、善根を積んだ者が勝れた果報をえ、悪業を積んだ者が劣った果報をえるという構図が、当然のことながらそこには確認されたわけであるが、殊に六道間での転生の事例については、その引用は広範にわたるばかりでなく、主として墮三悪道・墮四惡趣、就中墮獄に関する引例が多く、このことは墮獄が誹法の問題とかわかって日蓮において重要な命題として見なされているこ

とを理解できた。

なお、これらの考察と併行して日蓮の人生観についても、少しく触れた。先例の引証でも確認できた通り、日蓮の人生観の基本には、まずは仏教一般的な「輪廻転生・生死流転の人生観」があった。現在に人間界に生まれたのは、非常に希有なことで、前世に善業を積んだためであると解釈している。一方、来世に三悪道・四悪趣に墮する縁は無数にある。よって現世において懺悔滅罪の必要性があるのである。

これに対して、晩年の日蓮の人生観は、数々の受難を契機に一転する。今生において人間の生を受け、法華経を行ずることで難に値うことは、過去世の謗法の滅罪につながるという「滅罪の人生観」に変わるのである。それは、法華経の常不輕菩薩品の説示に基づくもので、すなわち、日蓮が今生に人間界に生まれて法難の苦を受ける理由は、前世における十悪五逆の罪によるものではなく、偏に謗法の罪によるものであるという認識に立っていたことが理解できる。

また、これにともなって、実は日蓮のその後の値難観に関しても変化が看取できる。現世の受難は、過去世の罪の重きを転じて軽きを受けるという「転重軽受」のためのものでもあるという認識が生まれてくるのである（五〇七、九二四、一一八七頁）。こうした考え方は、自身の受難の体験と不輕菩薩の故事とが合致するという見解から生まれたものと解釈できる。受難は、単に法華経の真实性の証明になるだけでなく、謗する者に逆縁下種して迫害者を救うことにもなるし、それらによって自身の滅罪につながるのである。

このように、日蓮における輪廻転生の問題は、単なる因果応報の結末としての意義を有するばかりではなく、過去世の謗法と現世の滅罪という視点においても捉え直されていたことが理解できるのである。

註

- (1) 現世の報いを単に来世に受けるばかりが転生ではなく、現世に業を造り現世にその果報を受けることを順現受業、現世において造った業の報いを次世（来世）において受けることを順次生受業、現世で造った業により第三生（次々生）以後にその報いを受けることを順後受業ともいう。日蓮は、順現業の墮獄の経証として『仁王般若波羅蜜經』（『正藏』八卷 八三三頁 c）、『大般涅槃經』（『正藏』一二卷 三九九頁 a）、『法華經』（『開結』五九八頁）等の文を、順次生業の墮獄の経証として『法華經』（『開結』一六八頁）、『仁王般若波羅蜜經』（『正藏』八卷 八三三頁 c）の文を引く（一六〇、一七〇頁）。
- (2) 田村芳朗他編『日本における生と死の思想——日本人の精神史入門——』（有斐閣選書）、佐々木馨著『生と死の日本思想——現代の死生観と中世の仏教思想——』（トランスビュー）、北川前肇稿『日蓮の輪廻観』『大法輪』七六卷 四号 ほか。
- (3) 浅井圓道著『観心本尊抄』（大蔵出版『仏典講座』三八）七七頁。
- (4) 高森大乗稿『日蓮遺文の积尊本生譚』（『日蓮聖人と法華仏教』、二〇〇七年）を参照。なお、日蓮のこの論理は、謗法根絶のためには断罪も辞さないという意味に捉えられがちであるが、日蓮は『立正安国論』（二二四頁）において、謗法の者を断罪に処すのではなく、その罪を責めて除くのが相応であり、謗法禁断の方法として仙豫国王や有徳王の謗法者断罪について説いたのは、本生譚における积尊前生の事績であり、今の世においては謗法者に対する布施を禁ずる禁断謗法を専らとすべき旨を強調している。